

大村市地域密着型サービス事業者候補者募集に関する質問回答書

募集に関する質問について、受け付けた質問に対する回答は以下のとおりです。なお、すべて（質問①）、認知症対応型共同生活介護事業所公募についての質問となります。

質問番号	質問内容	回答
質問①	1 法人、北部南部合わせてGH3 ユニットの申請は可能ですか？	大村市地域密着型サービス事業者候補者募集要項（1ページ）2 募集対象事業の※印に記載のとおり応募することはできません。

大村市地域密着型サービス事業者候補者募集に関する質問回答書

募集に関する質問について、受け付けた質問に対する回答は以下のとおりです。なお、すべて(質問①から質問③まで)、認知症対応型共同生活介護事業所公募についての質問となります。

質問番号	質問内容	回答
質問①	2ユニットと1ユニットをすでに運営している場合、3ユニット1事業所に変更することは可能か	同一法人が運営する片方を廃止し、片方を3ユニットへ増設する場合、変更は可能です。
質問②	2ユニットすでに運営している場合、今回1ユニットを整備して3ユニット1事業所として運営できるか	3ユニット1事業所として運営することは可能です。ただし、利用定員を増やすことになるため、大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの整備にあたりますので、公募により、事業者候補者に選定される必要があります。
質問③	質問①(2ユニットと1ユニットをすでに運営している場合、3ユニット1事業所に変更する)の場合、本募集期間に行う必要があるのか	大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの整備にはあたりませんので、公募の募集期間に行う必要はありません。

大村市地域密着型サービス事業者候補者募集に関する質問回答書

募集に関する質問について、受け付けた質問に対する回答は以下のとおりです。なお、すべて(質問①から質問③まで)、認知症対応型共同生活介護事業所公募についての質問となります。

質問番号	質問内容	回答
質問①	公募によりグループホームとして選定された場合、当該建物内において、グループホーム部分とは別に、当法人が独自にサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)区画を設けて運営することは可能でしょうか	同一建物内において、認知症対応型共同生活介護とは別に、サービス付き高齢者向け住宅の区画を設けて運営することは可能です。なお、設備に関する基準については、大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第114条及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)第3の五の3を満たしていただく必要がありますのでご確認ください。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問②	当法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、玄関および玄関ホールの共有利用は可能でしょうか。	貴法人が同一建物内において、認知症対応型共同生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、玄関及び玄関ホールを共有して良いかについて、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問③	当法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、浴室(湯舟2槽)の共有利用は可能でしょうか。浴室には湯舟が2つ設置されておりカーテン等で仕切る必要があるのでしょうか	貴法人が同一建物内において、認知症対応型共同生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、浴室を共有して良いか、また湯船が2つ設置されており、カーテン等で仕切る必要があるかについて、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、

		長崎県にご確認ください。
質問④	当法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、脱衣所については、出入口を別々に設けることは可能ですが、脱衣所内部に仕切りが必要でしょうか。また、必要な場合の求められる仕切りの仕様はパーテーション等で良いでしょうか。	貴法人が同一建物内において、認知症対応型共同生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、脱衣所を共有して良いか、また脱衣所の出入口が2つ設置されており、パーテーション等で仕切る必要があるかについて、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑤	他法人が運営する建物サ高住の一部を賃貸してグループホームを運営することは可能でしょうか。	大村市地域密着型サービス等事業者候補者募集要項(3ページ)に記載のとおり、建物は、自己所有、取得が確実に見込まれるもの又は長期の賃貸借が見込めるものであることが要件となっております。なお、建物を賃借する場合は、応募の段階で賃借が開始をされていなくても、賃借が確実にあることが確認できれば応募可能ですが、その場合は、条件付契約書等を提出してください。また、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定してください。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑥	他法人が運営するサ高住の現入居者の新たな行き先が決まるまで、グループホームの残りの居室部分を現運営する法人が引き続きサ高住として運営し、継続利用することは可能でしょうか。	同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営することは可能です。なお、設備に関する基準については、大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第114条及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)第3の五の3を満たしていただく必要がありますのでご確認ください。また、サービス

		付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑦	他法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、廊下の境界に仕切りが必要でしょうか。	同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、廊下を共有して良いか、また、廊下を仕切る必要であるかについて、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑧	他法人が当該建物内においてサ高住運営を行う場合、玄関と玄関ホールの共有利用が可能でしょうか。	同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、玄関を共有して良いか、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑨	他法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、浴室（湯舟 2 槽）の共有利用は可能でしょうか。 浴室には湯舟が 2 つ設置されておりカーテン等で仕切る必要があるのででしょうか	同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、浴室を共有して良いか、また湯船が 2 つ設置されており、カーテン等で仕切る必要があるかについて、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑩	他法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、脱衣所については、出入口を別々に設けることは可能ですが、脱衣所内部に仕切りが必要でしょうか。また、必要な場合の求められる仕切りの仕様はパーテーション等で良いでしょうか。	同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、脱衣所を共有して良いか、また脱衣所の出入口が 2 つ設置されており、パーテーション等で仕切る必要があるかについて、長崎県及び厚生労働省に確認中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑪	他法人が所有する建物の一部	貴法人とは別の法人が所有する建物内に

<p>を賃貸してグループホームを運営する場合で、所有法人がその建物の一部を事務所として使用するの は可能でしょうか。事務所の出入口は別に設け、共有する部分はなし。</p>	<p>において、貴法人が一部賃貸して認知症対応型共同生活介護を運営し、共同生活住居とは別の場所を事務所として使用するの は可能です。ただし、大村市地域密着型サービス等事業者候補者募集要項(3ページ)に記 載のとおり、建物は、自己所有、取得が確実に見込まれるもの又は長期の賃貸借が見込 めるものであることが要件となっております。なお、建物を賃借する場合は、応募の段階で 賃借が開始をされていなくても、賃借が確実にあることが確認できれば応募可能ですが、 その場合は、条件付契約書等を提出してください。また、事業の存続に必要な期間の賃借 権を設定してください。</p>
---	---

大村市地域密着型サービス事業者候補者募集に関する質問回答書

募集に関する質問について、受け付けた質問に対する回答は以下のとおりです。なお、すべて(質問①から質問⑩まで)、認知症対応型共同生活介護事業所公募についての質問となります。

質問番号	質問内容	回答
質問①	公募によりグループホームとして選定された場合、当該建物内において、グループホーム部分とは別に、当法人が独自にサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)区画を設けて運営することは可能でしょうか	同一建物内において、認知症対応型共同生活介護とは別に、サービス付き高齢者向け住宅の区画を設けて運営することは可能です。なお、設備に関する基準については、大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第114条及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)第3の五の3を満たしていただく必要がありますのでご確認ください。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問②	当法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、玄関および玄関ホールの共有利用は可能でしょうか。	貴法人が同一建物内において、認知症対応型共同生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、玄関及び玄関ホールを共有して良いかについて、 <u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u> です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。 【長崎県及び厚生労働省回答】 明確な区分けができる場合は別施設を1棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、一つの事業の区画ごとに玄関を設けることが望ましい。

<p>質問③</p>	<p>当法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、浴室（湯舟 2 槽）の共有利用は可能でしょうか。浴室には湯舟が 2 つ設置されておりカーテン等で仕切る必要があるのでしょうか</p>	<p>貴法人が同一建物内において、認知症対応型共同生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、浴室を共有して良いか、また湯船が 2 つ設置されており、カーテン等で仕切る必要があるかについて、<u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u>です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。</p> <p>【長崎県及び厚生労働省回答】 明確な分けができる場合は別施設を 1 棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、浴室間は壁で区画すること。</p>
<p>質問④</p>	<p>当法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、脱衣所については、出入口を別々に設けることは可能ですが、脱衣所内部に仕切りが必要でしょうか。また、必要な場合の求められる仕切りの仕様はパーテーション等で良いでしょうか。</p>	<p>貴法人が同一建物内において、認知症対応型共同生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、脱衣所を共有して良いか、また脱衣所の出入口が 2 つ設置されており、パーテーション等で仕切る必要があるかについて、<u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u>です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。</p> <p>【長崎県及び厚生労働省回答】 明確な分けができる場合は別施設を 1 棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、脱衣所は壁で区画すること。</p>
<p>質問⑤</p>	<p>他法人が運営する建物サ高住の一部を賃貸してグループホームを運営することは可能でしょうか。</p>	<p>大村市地域密着型サービス等事業者候補者募集要項（3 ページ）に記載のとおり、建物は、自己所有、取得が確実に見込まれるもの又は長期の賃貸借が見込めるものであることが要件となっております。なお、建物を賃借する場合は、応募の段階で賃借が開始をされていなくても、賃借が確実にあることが確認できれば応募可能ですが、その場合は、条件付契約書等を提出してください。また、</p>

		事業の存続に必要な期間の賃借権を設定してください。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑥	他法人が運営するサ高住の現入居者の新たな行き先が決まるまで、グループホームの残りの居室部分を現運営する法人が引き続きサ高住として運営し、継続利用することは可能でしょうか。	同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営することは可能です。なお、設備に関する基準については、大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第114条及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)第3の五の3を満たしていただく必要がありますのでご確認ください。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。
質問⑦	他法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、廊下の境界に仕切りが必要でしょうか。	<p>同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、廊下を共有して良いか、また、廊下を仕切る必要であるかについて、<u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u>です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。</p> <p>【長崎県及び厚生労働省回答】 明確な区分けができる場合は別施設を1棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、廊下には壁での区画を要する。その際、扉を設けてもよい。</p>

<p>質問⑧</p>	<p>他法人が当該建物内においてサ高住運営を行う場合、玄関と玄関ホールの共有利用が可能でしょうか。</p>	<p>同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、玄関を共有して良いか、<u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u>です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。</p> <p>【長崎県及び厚生労働省回答】 明確な区分けができる場合は別施設を1棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、一つの事業の区画ごとに玄関を設けることが望ましい。</p>
<p>質問⑨</p>	<p>他法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、浴室（湯舟2槽）の共有利用は可能でしょうか。 浴室には湯舟が2つ設置されておりカーテン等で仕切る必要があるのででしょうか</p>	<p>同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、浴室を共有して良いか、また湯船が2つ設置されており、カーテン等で仕切る必要があるかについて、<u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u>です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。</p> <p>【長崎県及び厚生労働省回答】 明確な区分けができる場合は別施設を1棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、浴室間は壁で区画すること。</p>
<p>質問⑩</p>	<p>他法人が当該建物内においてサ高住の運営を行う場合、脱衣所については、出入口を別々に設けることは可能ですが、脱衣所内部に仕切りが必要でしょうか。また、必要な場合の求められる仕切りの仕様はパーテーション等で良いでしょうか。</p>	<p>同一建物内において、貴法人が運営する認知症対応型共同生活介護とは別に、他法人がサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合、脱衣所を共有して良いか、また脱衣所の出入口が2つ設置されており、パーテーション等で仕切る必要があるかについて、<u>長崎県及び厚生労働省に確認中</u>です。また、サービス付き高齢者向け住宅の基準等に関しては、長崎県にご確認ください。</p>

		<p>【長崎県及び厚生労働省回答】</p> <p>明確な区分けができる場合は別施設を1棟内に存在させることはできる。よって、グループホームとサ高住を併設することはできるが、脱衣所は壁で区画すること。</p>
<p>質問①</p>	<p>他法人が所有する建物の一部を賃貸してグループホームを運営する場合で、所有法人がその建物の一部を事務所として使用するの は可能でしょうか。事務所の出入口は別に設け、共有する部分はない。</p>	<p>貴法人とは別の法人が所有する建物内において、貴法人が一部賃貸して認知症対応型共同生活介護を運営し、共同生活住居とは別の場所を事務所として使用するの は別の場所を事務所として使用するの は可能です。ただし、大村市地域密着型サービス等事業者候補者募集要項(3ページ)に記載のとおり、建物は、自己所有、取得が 確実に見込まれるもの又は長期の賃貸借が見込めるものであることが要件となっております。 なお、建物を賃借する場合は、応募の段階で賃借が開始をされていなくても、賃借が 確実であることが確認できれば応募可能ですが、その場合は、条件付契約書等を提出して ください。また、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定してください。</p>